

## 区立公園等における占用許可の取扱いについて

### 1 目的

区立公園及び児童遊園(以下「公園等」という。)において占用を許可するに当たり、適正で効率的な事務を確保するとともに、公園等を適正に管理するため、公園等の占用申請を受ける際に、申請者から申出書(別紙)を徴することとする。

### 2 対象

#### (1) 公園等

全ての公園等

#### (2) 申請内容

国又は地方公共団体が公共目的で占有する場合を除く全ての申請

対象公園	区分	申請者	申出書の提出
全ての公園等	物件を設ける占有 (イベント、工事足場等)	国又は地方公共団体	-
		上記以外 (区民、町会、企業等)	必要
	物件を設けない占有 (消火訓練、写真撮影等)	国又は地方公共団体	-
		上記以外 (区民、町会、企業等)	必要

### 3 運用開始日

本委員会終了後、ホームページ及び窓口で周知を図り、来週(12月7日)の受付分から本取扱いによる運用を開始する。

### 4 その他

デモ行為の集合・解散について、自由利用として占用許可の対象としていなかった取扱いを改め、物件を設けない占有として申請を受けることとする。